

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び委員会等の運営

(議会の運営原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まるよう、分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
- (5) 足利市議会議長（以下「議長」

という。）及び足利市議会副議長（以下「副議長」という。）

の選出にあたり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。

(議長の活動原則)

第3条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

2 議長は、議案の審議に用いる資料を市民に提供する等、分かりやすい議会運営を行うものとする。

(議員間の自由な討議中心の運営)

第4条 議会は、言論の府であることを及び合議体であること十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を促進し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。
(委員会の適切な運営)

第5条 常任委員会、議会運営

委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、市政に関する政策立案及び政策提言を活発に行い、議会の閉会中においても、その専門性及び特性を活かした活動を積極的に行うものとする。

2 委員長は、委員会審査にあたって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい運営を行うものとする。

3 委員の選任その他委員会に關し必要な事項は、足利市議会委員会条例（昭和42年足利市条例第21号）で定めるものとする。

(全員協議会)

第6条 議会は、市政に関する課題等について協議又は調整を行うための場として、議員全員で構成する全員協議会を置く。

2 全員協議会の運営に關し必要な事項は、別に定める。
(常任委員協議会)

第7条 議会は、各常任委員会の所管事項に關する施策等について、報告及び説明の聴取並びに協議を行うための場と

して、常任委員会の委員で構成する常任委員協議会を置く。

2 常任委員協議会の運営に關し必要な事項は、別に定める。
(情報提供、情報公開等)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならぬ。

2 本会議その他次に掲げる会議は原則として公開する。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 特別委員会
- (4) 全員協議会
- (5) 常任委員協議会

3 前項各号に掲げる会議の公開に關し必要な事項は、別に定める。

第3章 議員の責務及び活動

(議員の活動原則)

第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める

不断の研さんに努めること。
 (2)議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉向上のため活動すること。

(会派)

第10条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

3 議長及び副議長は、職務の公平性を確保するため会派を離脱しなければならない。

(議員の政治倫理)

第11条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使用することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、足利市議会議員の政治倫理に関する条例（平成14年足利市条例第41号）を規範とし、遵守しなければならない。

(政務活動費の交付等)

第12条 政務活動費は、議員に

よる政策研究、政策提案等が確実に実行されるよう、議員個人に対して交付する。

2 政務活動費に関し必要な事項は、足利市政務活動費の交付に関する条例（平成13年足利市条例第4号）に定め、議員はこれを遵守しなければならない。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

第4章 市民と議会の関係

(議会報告会)

第14条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市民に対し議会活動及び市政に関する情報を提供するとともに、市民及び議会が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会の運営に關し必要な事項は、別に定める。

(専門的事項に係る調査)

第15条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定

する学識経験を有する者等による議案の審査又は市の事務に關する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、討議に反映させるよう努めるものとする。

(公聴会等の活用)

第16条 議会は、法第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人招致の制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、委員会について準用する。

(意見の聴取等)

第17条 議会は、請願又は陳情があつたときは適切かつ誠実にこれを審議等するものとし、必要があると認めるときは、請願又は陳情を行ったもの（団体である場合はその代表者）から意見を聴取するものとする。

(議決状況等の公表)

第18条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会ごとに、議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

第5章 市長等と議会及び議員の関係

(二問一答)

第20条 本会議、委員会その他会議（以下「本会議等」という。）における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(反問権)

第21条 市長等は、本会議等における質疑応答において、質問又は質疑（次項において「質問等」という。）の内容が明らかでないときは、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

2 前項の場合において、反問とは、質問等の趣旨及び内容を確認するための発言をいう。